

防人計第7638号
令和3年4月22日

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

人事教育局長
(公印省略)

任期制自衛官退職時進学支援給付金支給要綱の試行についてに規定する人事教育局長が定める意見等の通知及び報告要領について
(通知)

標記について、任期制自衛官退職時進学支援給付金支給要綱の試行について（防人計（事）第91号。令和3年3月31日）の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、このほか、給付金の支給手続に関し必要な事項は、人事教育局人事計画・補任課長から通知させる。

関連文書：防人計（事）第91号（令和3年3月31日）
添付書類：別紙
配布区分：人事教育局人事計画・補任課長

意見等の通知及び報告要領

（意見等の通知要領）

第1 各幕僚監部の担当課長（陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長、海上幕僚監部人事教育部人事計画課長又は航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課長をいう。）は、次の各号に掲げる事項について、人事教育局人事計画・補任課長に通知するものとする。

(1) 任期制自衛官退職時進学支援給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に基づく各種手続に関する見直し及び改善の意見

(2) 各年度における給付金の支給等の実績

2 前項第1号に掲げる事項については、毎年1月末日までに付紙様式第1により、同項第2号に掲げる事項については、当該年度の翌年度の4月末日までに付紙様式第2により、それぞれ通知するものとする。ただし、前項第1号に掲げる事項について、速やかに通知する特段の必要がある場合は、その都度通知するものとする。

（防衛大臣への報告要領）

第2 人事教育局人事計画・補任課長は、第1の規定により提出された意見等を取りまとめ、支給要綱の見直し及び改善について検討を行うものとし、その結果については、原則として年度毎に、人事教育局長を通じ防衛大臣に報告するものとする。

見直し及び改善要望事項（ 年度分）

機関名：

一連 番号	見直し又は改善内容		備考
	該当項目	具体的な見直し又は改善内容	

